

「川崎市立地適正化計画」を新たに策定しました

本市では、将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害リスクの高まりを踏まえ、令和 4 年 2 月に策定した「都市機能等の立地適正化に関する取組方針」を基に、市民等と行政の協働による持続可能で安全・安心なまちづくりを目指すため、立地適正化計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

この度、市民説明会や縦覧・意見募集などの都市計画法に準じた所要の手続等を経て、「川崎市立地適正化計画」を新たに策定いたしました。

今後も引き続き、本計画に基づく計画的なまちづくりを進めてまいります。

1 主な策定のポイント

将来的な人口減少等を踏まえ、居住促進区域と都市機能誘導区域の 2 つの区域を新たに設定します。また、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえた防災指針を設定し、洪水浸水想定区域の浸水深 3 m 以上のエリアで建築等を行う際には、事前に新たな届出を求めています。

ポイント 1 将来的な人口減少等を踏まえた、新たな区域の設定

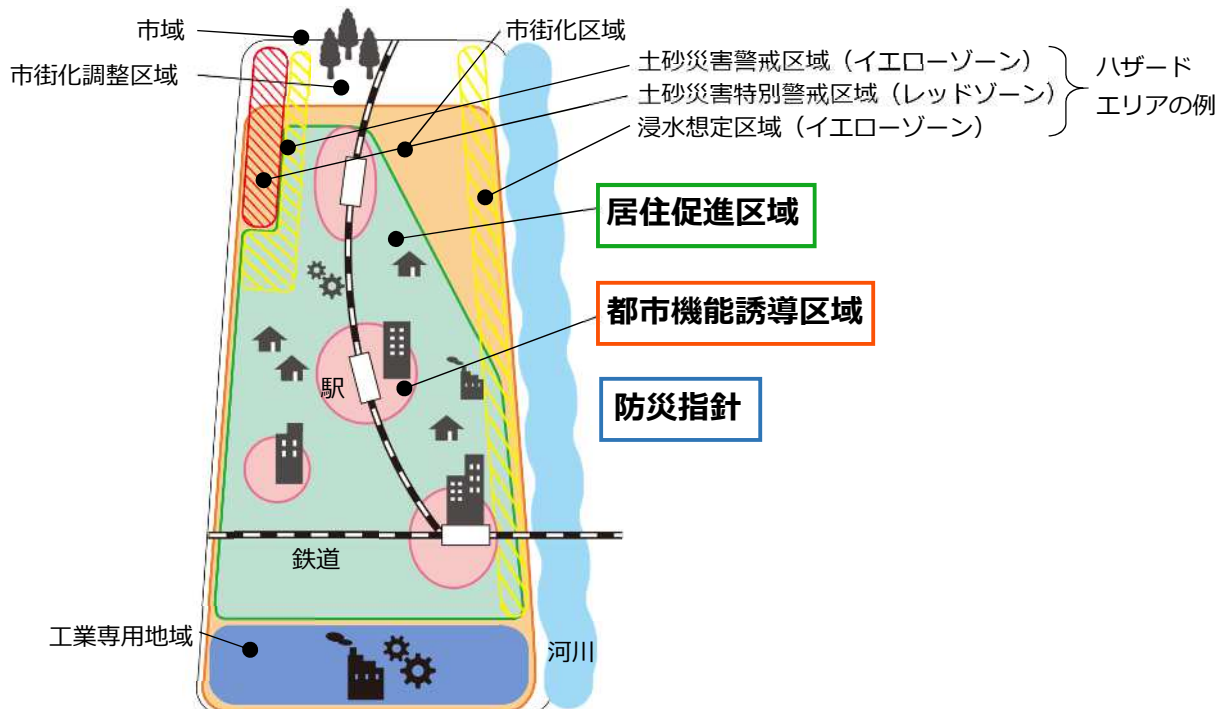
居住促進区域（将来にわたり人口密度を維持し、生活サービス等が持続的に確保されるよう居住を促進する区域）

⇒市域の大部分が該当（市域面積の約 72.3%）

都市機能誘導区域（都市機能を都市の中心拠点等に誘導することで、各種サービスの効率的な提供が図られる区域）

⇒広域拠点や地域生活拠点などが該当（市域面積の約 8.9%）

<立地適正化計画における区域等のイメージ>



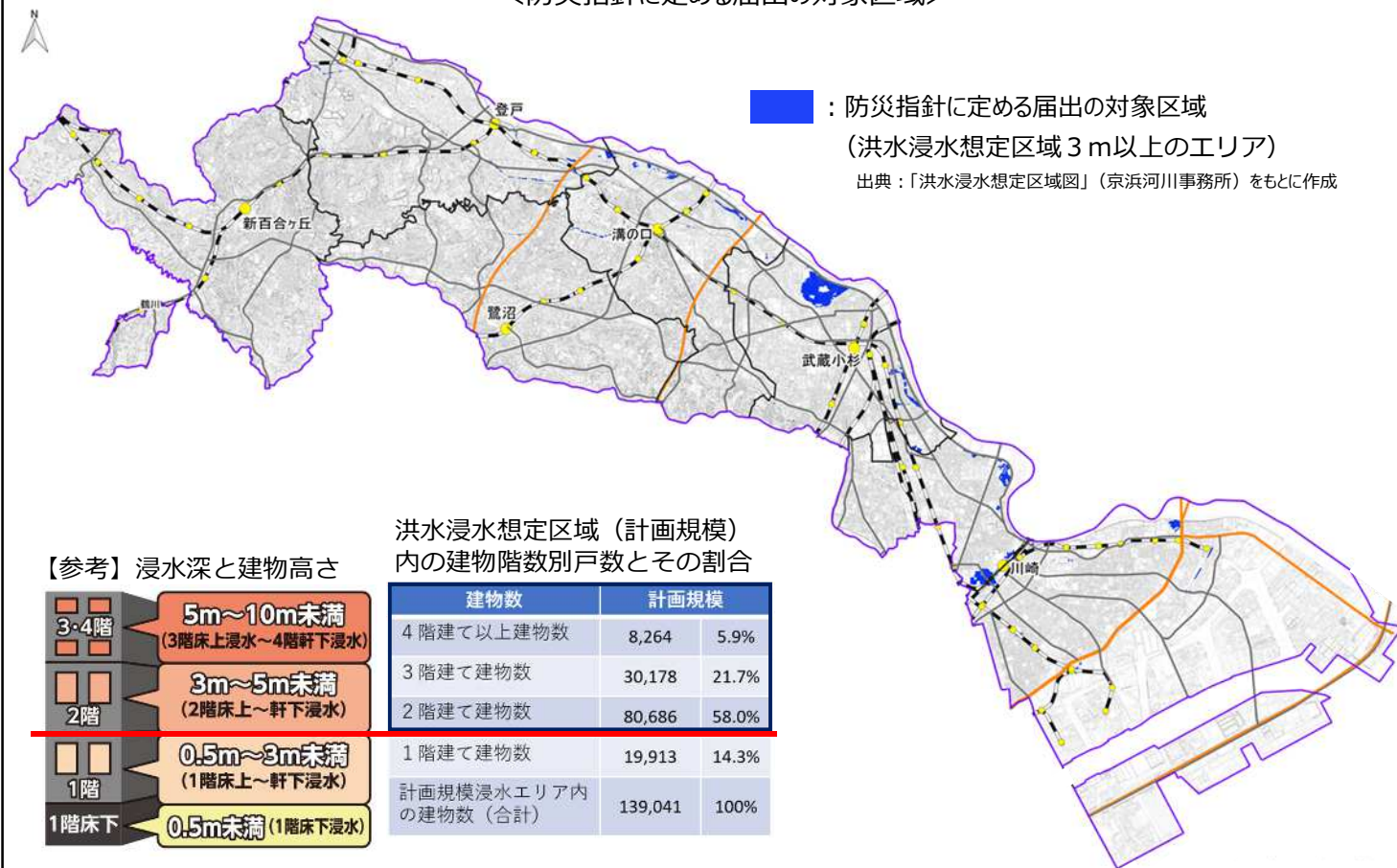
ポイント2

自然災害の激甚化・頻発化を踏まえた、新たな指針の設定

防災指針（自然災害のおそれがある区域に対して、被害の軽減等を図るハード・ソフト対策を位置づける指針）

⇒洪水浸水想定区域 3 m以上のエリアで建築等を行う際の**新たな届出の創設**
（多摩川沿いが主に該当：市域面積の約 0.48%）

＜防災指針に定める届出の対象区域＞



2 添付資料

- ・資料1 立地適正化計画の策定に向けた取組について
- ・資料2 「川崎市立地適正化計画」【概要版】

3 その他

「川崎市立地適正化計画」の詳細については、川崎市ホームページに掲載しています。
(<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000174493.html>)



▲市ホームページ

問合せ先

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 大場
電話 044—200—2710